

第 10 期
与論町分別収集計画
(確定版)

令和 4 年 6 月

鹿児島県与論町

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
(法第8条第2項第1号)	
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項	2
(法第8条第2項第2号)	
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込みの算定方法	4
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	5
(法第8条第2項第6号)	
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	6

与論町分別収集計画

令和4年6月

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型の廃棄物処理を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という)第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物の分別収集、及び地域における容器包装廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにすることにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や廃棄物処理施設の延命化、資源の有効利用が図られ循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 地域の特性(離島)を踏まえたうえで、リデュース・リユース・リサイクルできる容器包装廃棄物を対象とした分別収集を行う。
- ・ 町民・事業者・町(行政)の役割分担を明確化し、全ての関係者が一体となつた取り組みによる分別収集システムを構築する。
- ・ 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域づくりをする。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年度～令和9年度までの4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、ペットボトル、段ボールを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	277t	277t	277t	277t	277t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施するにあたっては、町民・事業者・再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

○ 啓発活動の充実

町民・事業者に対して、ごみ排出量の増大、処理経費の急増等ごみ処理の厳しい状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

○ 過剰包装の抑制

あらゆる機関の協力を得て、スーパーマーケット等小売店での包装の簡素化を推進する。

○ 買い物袋の持参の徹底

買い物袋持参の徹底等の啓発、指導を行い、スーパーマーケット等の小売包装の抑制を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度、町が有する再生施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶類
主としてガラス製の容器 (無色のガラス製容器) (茶色のガラス製容器) (その他の色のガラス製容器)	ガラスびん類
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

計画期間である令和5年度から令和9年度までの各年度における容器包装廃棄物の排出見込み量に対する収集量を以下に示す。

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	30 t									
主としてアルミ製の容器	13 t									
無色のガラス製容器	(合計) 19 t									
	(引渡量)	(独自処理量)								
	19 t	0 t								
茶色のガラス製容器	(合計) 22 t									
	(引渡量)	(独自処理量)								
	22 t	0 t								
その他のガラス製容器	(合計) 10 t									
	(引渡量)	(独自処理量)								
	10t	0 t								
主として段ボール製の容器	165 t									
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であつて飲料又は醤油その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 18 t									
	(引渡量)	(独自処理量)								
	18 t	0 t								

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

人口変動率で試算し、過去3年間の平均値を勘案して実績量にできる限り整合させた数値を入力。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行なう。ただし、段ボールについては、一般家庭、事業所に協力を依頼し直接搬入するものとする。

容器包装廃棄物の種類		収集分別に係る区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金 属	スチール製容器	缶類	町による定期収集 定期日に直接搬入	町
	アルミ製容器			
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	びん類	町による定期収集 定期日に直接搬入	町
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	町による定期収集 定期日に直接搬入	町
段 ボ ー ル	段ボール	段ボール	町民・事業所等による直接搬入	町

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

当面は、缶類、びん類、ペットボトルについて分別収集を行うものとする。これらについては、リサイクルセンターで選別・圧縮処理を行い、ストックヤードに一時保管するものとする。段ボールについては、広報紙等で町民・事業所等に直接搬入について協力を依頼し、与論クリーンセンター美ら島の施設で圧縮・保管するものとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶類	町指定袋	4t トラック	リサイクルセンター (選別・圧縮施設)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん類	同上	同上	ストックヤード
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
ペットボトル	ペットボトル	同上	同上	同上
段ボール	段ボール	紐で縛る	直接搬入	与論クリーンセンター美ら島

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- 分別の徹底と3Rの意識高揚を図るため、広報等により普及啓蒙を図る。
- 住民のリサイクル意識の高揚のため、町指定袋による分別排出の徹底をする。